

1. 入札の執行について

(1) 予定価格を事前に公表しない入札にあっても、入札の手順自体は、以前行っていた事前公表型の入札と大きな違いはありません。

(2) 開札の結果、落札候補者となるべき入札者がいないときは、その場において直ちに再度の入札を行います。

(3) 再度入札の回数は、1回とします。

※再度入札を辞退する場合は、「辞退届」、または入札書金額欄に「辞退」と記載し、提出してください。

(4) 再度入札の結果、落札候補者となるべき入札者がいないときは、次のとおりとします。

ア 最低入札価格と予定価格との差が相当であると認められるときは、入札を「不調」とします。

イ 最低入札価格と予定価格との差が小額であるときは、随意契約の手続きに移行します。なお、随意契約の見積り回数は2回までとします。

※予定価格を事前に公表しない入札にあっては、再度入札の可能性があるので、入札参加者は再度入札に備え、あらかじめ金額欄を除く所要事項を記載(押印)済みの入札書、見積書及び委任状(代理人に入札させる場合)を用意してください。

2. 代理人による入札及び委任状について

(1) 入札参加者が、代理人に入札させるときは、委任状(1件の入札につき1枚)を提出してください。

※入札書と委任状の代理人氏名、代理人使用印は同一であることに注意してください。

※委任状の提出は、案件ごとに、入札参加確認申請書等提出時に申請書類等の最後に挟んでください。

3. 最低制限価格について

(1) 「[笛吹市最低制限価格の運用について](#)」は[こちらから確認してください](#)。

4. 予定価格及び最低制限価格の公表について

(1) 予定価格及び最低制限価格は、「予定価格及び最低制限価格調書」に記載して封入・封緘のうえ保管し、開札会場で開封するものとします。

(2) 1 回目の入札又は再度の入札で落札候補者がいるときは、開札会場で予定価格及び最低制限価格を公表します。

(3) 落札候補者がいないときは、いずれも公表いたしません。